

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)  
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 318,577 千円

(歳出)  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,126,718 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	567,346	404,244			40,329	122,773
	重度心身障害者等医療費支給事業費	91,040	33,854		695	13,968	42,523
	後期高齢者医療事業費	427,917	65,295			89,664	272,958
	子育て支援医療費支給事業	88,682	14,615		5,660	16,915	51,492
	児童手当支給費	304,353	258,130			11,429	34,794
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	16,458	7,159			2,299	7,000
社会保険	介護保険事業（繰出金）	457,181	27,459			106,255	323,467
保健衛生	母子保健事業	18,713	2,765			3,943	12,005
	保健事業	73,493	5,050		8,840	14,738	44,865
	予防接種費	81,535	4,546			19,037	57,952
合 計		2,126,718	823,117	0	15,195	318,577	969,829

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。